

水島港において本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間の交通又は貨物の積卸を行う場合に経なければならない場所を指定する掲示

関税法（昭和29年法律第61号）第24条第1項の規定に基づき、水島港において本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間の交通又は貨物の積卸を行う場合に経なければならない場所を次のように指定し、令和4年6月15日から施行することとしたので同法施行令（昭和29年政令第150号）第22条第1項の規定により公告する。

なお、水島港において本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間の交通又は貨物の積卸を行う場合に経なければならない場所を指定する掲示（令和3年12月28日神水支掲示第3号）は廃止する。

令和4年6月15日

水島税関支署長 本山由史

一、本邦と外国との間を往来する船舶（以下「外国往来船」という。）と陸地との間の交通を行う場合に経なければならない場所は、次に掲げる場所とする。

外 国 往 来 船	交 通 経 由 場 所
水島港港内維けい船	県営水島3号及び4号浮桟橋、東公共岸壁、東公共物揚場及び西公共物揚場
旭化成(株)製造統括本部水島製造所岸壁維けい船（旭化成(株)N桟橋維けい船を除く。）	旭化成(株)製造統括本部水島製造所 正門
㈱新来島サノヤス造船水島製造所岸壁維けい船及び船きよに入きよ中の船舶	㈱新来島サノヤス造船水島製造所 正門及び通用門
J F E スチール(株)西日本製鉄所（倉敷地区）岸壁維けい船	J F E スチール(株)西日本製鉄所（倉敷地区） 南門、北門及び正門
E N E O S(株)A－岸壁維けい船	E N E O S(株)水島製油所A工場 正門及び東門
E N E O S(株)B－岸壁維けい船及び旭化成(株)N桟橋維けい船	E N E O S(株)水島製油所B工場 正門及び物流門
塩生埠頭及び瀬戸埠頭(株)岸壁維けい船	瀬戸埠頭(株) 北門
東京製鐵(株)岡山工場岸壁維けい船	東京製鐵(株)岡山工場 正門
パシフィックグレーンセンター(株)西日本支店岸壁維けい船	パシフィックグレーンセンター(株)西日本支店 南門及び日清オイリオグループ(株) 正門
三菱ケミカル(株)岡山事業所岸壁維けい船	三菱ケミカル(株)岡山事業所 物流門及び桟橋門
三菱ガス化学(株)水島工場岸壁維けい船	三菱ガス化学(株)水島工場 東通用門及び北門
㈱大阪ソーダ桟橋維けい船	㈱大阪ソーダ水島工場 正門

西公共埠頭岸壁維けい船	施設管理者が岸壁に維けい中の本船と交通すべき場所として設置したゲート
玉島 3 号埠頭岸壁維けい船	施設管理者が岸壁に維けい中の本船と交通すべき場所として設置した各ゲート
玉島 4 号埠頭岸壁維けい船	施設管理者が岸壁に維けい中の本船と交通すべき場所として設置した各ゲート
玉島外貿 1 号埠頭岸壁維けい船	施設管理者が岸壁に維けい中の本船と交通すべき場所として設置した各ゲート
玉島ハーバーアイランド 4 号埠頭岸壁維けい船	施設管理者が岸壁に維けい中の本船と交通すべき場所として設置した各ゲート
玉島ハーバーアイランド 7 号埠頭桟橋維けい船	施設管理者が桟橋に維けい中の本船と交通すべき場所として設置した各ゲート
玉島国際コンテナターミナル岸壁維けい船	施設管理者が岸壁に維けい中の本船と交通すべき場所として設置した各ゲート

二、外国往来船と陸地との間の貨物の積卸を行う場合に経なければならない場所は、次の各号に掲げる場所とする。

1. 指定保税地域

2. 指定保税地域以外の保税地域にあっては、当該保税地域前面の岸壁、桟橋及び船きよ（保税地域とパイプラインによって接続された岸壁及び桟橋を含む。）

3. 東公共物揚場

4. 玉島 3 号埠頭

5. 玉島 4 号埠頭

6. 玉島外貿 1 号埠頭

7. 西公共埠頭

8. 西側ふ頭（一）2. 6 物揚場（県営水島 3 号、4 号浮桟橋を含む。）
ただし、船用品、携帯品、託送品及び土産品に限る。